

自治体非常勤職員処遇改善のための地方自治法等の改正を求める意見書

現在、地方自治体における非常勤職員に対しては、地方自治法第203条の2の規定により、勤務形態が常勤の職員等と実質的に同一であったとしても、その労働の対価である報酬と必要な実費負担に対する費用弁償しか支給することができないこととされている。

そのため、常勤職員には当然支給されている期末手当や退職手当などの各種手当を非常勤職員に支給することは認められていない。これが、いわゆる「官製ワーキングプア」を生んでいる要因の一つといった指摘もなされているところである。

よって、本市議会は、政府に対して地方自治体の常勤職員等に準ずる非常勤職員について、その処遇を改善していくため条例により常勤の職員等の手当等を考慮した諸手当を支給することが可能となるよう、地方自治法等関係法律を改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣

座間市議会議長 京 免 康 彦